

明治27（1894）年兵庫県に生まれる。大正7（1918）年東京帝国大学建築学科卒業後、一時陸軍に勤めたが、都市計画法・市街地建築物法の施行に伴い、大正10（1921）年若くして兵庫県警察部建築課長に就任。大正12（1923）年の関東大震災後、帝都復興院（後に内務省復興局）技師となり、二年後内務大臣官房都市計画課に移り、昭和初年より十数年の間、第二技術掛主任技師として都市計画の建築・公園関係技術と建築行政についての指導的地位にあった。昭和恐慌による不況時代の中で、市街地建築物の地方都市への普及と法令の整備を計った。中でも昭和6（1931）年の用途地域制の内容の近代化、同13（1938）年の住居・工業両専用地区制と容積率による空地地区制の導入、道路の最小幅員の拡大（2.7mより4mへ）等は、現行の建築基準法の基礎をなすものであった。

「都市は、人間を育てる農園と考えて計画すべきである。」というのが彼の信条で、早くから日照の研究を手掛け、空地地区制はその一つの結論であった。

行政官としては堅実かつ慎重であったが、一方非常に先見的な着想の持ち主であった。筆者が部下として携わった中にも、戦争で中止された1940年の東京オリン

ピックの際の分譲住宅団地による選手村とか、三陸地方の津波対策としての海岸堤防に代わる組立型枠による鉄筋の長屋建漁民住宅とかいうものがあった。今日では住宅団地の利用や組立型枠などは常識だが、当時としては画期的なアイデアであった。

またいち早く都市防空防火対策の重要性に着目して研究を進めたが、幸か不幸か間もなくこれが役立つ時局となり、内務省が民防空を所管することになって、昭和14（1939）年には、彼の手による防空建築規則が公布され、次いで防空研究所が設置されて、所長に任せられた。

昭和17年に退官後、東亜工業学院長として上海に赴任したが、終戦前に帰国。戦後は昭和23年以来、日本損害保険協会（後に損害保険料率算定会）の理事・火災技術部長として、都市の大火灾危険度の評価方式を研究開発し、わが国の都市の防災・不燃化に大きな貢献をした。この研究論文により、東京大学より工学博士の学位を授与されたが、惜しくもこれに先立ちに昭和29（1954）年6月3日に59才の生涯を閉じた。

